

新子安南部町内会 細則

【町内会費】

- 第1条 会費の金額
世帯者の会費：月額 300 円
単身者の会費：月額 150 円
- 第2条 支払原則
会費は原則として毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年分を前納する。
- 第3条 会費の集金方法
毎年 5～6月に各組の幹事が個別集金を行う。
マンション等の集合住宅で管理会社もしくはオーナーが窓口の場合、町内会より指定先に請求書を送り、町内会指定口座に振り込んでもらう。
- 第4条 会員の途中入会
転入月の翌月分から、期末までの分を一括で町内会に支払う。
- 第5条 会員の途中退会
転出月の翌月分から、期末までの分を一括で町内会に返金する。
- 第6条 会費額の調整
会費額は、世の中の経済状況や集合住宅の入居率などの諸事情を考慮し、役員会が判断した場合、会費額を調整できるものとする。

【弔慰金・お見舞金】

- 第7条 弔慰金・お見舞金の額
1 件：5,000 円相当とする。
- 第8条 弔慰金・お見舞金の支払い対象者
会員と配偶者及び扶養家族

【新生児誕生お祝い金】

- 第9条 お祝い金の額
1 件：5,000 円相当とする。ただし、複数の場合は複数分支払う。
- 第10条 お祝い金の対象者
会員のお子様

【成人者お祝い金】

- 第11条 お祝い金の額
1 件：3,000 円相当とする。ただし、複数の場合は複数分支払う
- 第12条 お祝い金の対象者
会員の子弟・子女

- 付則 平成 4 年 4 月 25 日 施行
令和 5 年 7 月 1 日 改訂